

社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定

日本国及びイタリア共和国は、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

1 この協定の適用上、

(a) 「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民

イタリア共和国については、イタリア共和国の国籍に関する法律にいうイタリア国民

(b) 「法令」とは、次条に掲げる制度に関するいずれか一方の締約国の法律及び規則をいう。

(c) 「権限のある当局」とは、次条に掲げる制度を管轄するいずれか一方の締約国の政府機関をいう。

(d) 「実施機関」とは、次条に掲げる制度の実施に責任を有するいずれか一方の締約国の保険機関（その

連合組織を含む。)をいう。

(e) 「給付」とは、いずれか一方の締約国の法令による年金その他の現金給付をいう。

2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、適用される法令において与えられていない意味を有するものとする。

第二条

この協定は、

1 イタリア共和国については、

(a) 次のイタリア共和国の年金制度について適用する。

(i) 被用者の障害年金、老齢年金及び遺族年金に関する一般強制保険

(ii) 自営業者に関する一般強制保険の特別制度

(iii) 一般強制保険の分離制度

(iv) (i)に規定する一般強制保険を代替し、及び除外する保険制度

ただし、この協定は、専ら又は部分的に国庫を財源とする無拠出制の給付については、適用しないも

のとし、また、この協定の適用上、第十三条の規定は、この(a)に掲げるイタリア共和国の年金制度については、適用しない。

(b) 非自発的失業に対する保険制度について適用する。

ただし、この協定の適用上、第五条から第七条まで、第九条2、第十一条、第十八条、第十九条及び第二十一条の規定は、この(b)に規定するイタリア共和国の制度については、適用しない。

2 日本国については、

(a) 次の日本国の年金制度について適用する。

- (i) 国民年金（国民年金基金を除く。）
- (ii) 厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）
- (iii) 国家公務員共済年金
- (iv) 地方公務員等共済年金（地方議会議員の年金制度を除く。）
- (v) 私立学校教職員共済年金

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完

的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めないものと
し、また、第十三条の規定は、この(a)に掲げる日本国の年金制度については、適用しない。

(b) 失業等給付に関する日本国の雇用保険制度について適用する。

ただし、この協定の適用上、第五条から第七条まで、第九条2、第十一条、第十八条、第十九条及び
第二十一条の規定は、この(b)に規定する日本国の制度については、適用しない。

第三条

この協定は、いずれか一方の締約国の法令の適用を受けているか、又は受けたことがある者及びこれらの
者に由来する権利を有するその他の者について適用する。

第四条

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であつて一方の締約国の領域内に居住す
るものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。

第五条

1 一方の締約国の領域外に居住することのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限

する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に居住する者については、適用しない。ただし、この規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に住所を有することを要件として定められた日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

2 一方の締約国の法令による給付は、第三国の領域内に居住する他方の締約国の国民に対しては、当該第三国の領域内に居住する当該一方の締約国の国民に対して支給する場合と同一の条件で支給する。

第六条

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれか一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第七条

1 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用に当該領域内において雇用されている者が、当該雇業者により当該一方の締約国の領域から他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれな

いことを条件として、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

2 1に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、当該派遣に係る被用者に対して1に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

3 1の規定は、雇業者により一方の締約国の領域から第三国の領域に派遣されていた者が、その後、当該雇業者により当該第三国の領域から他方の締約国の領域に派遣される場合にも適用される。

4 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、通常当該一方の締約国の領域内において自営業者として就労する者が、一時的に他方の締約国の領域内においてのみ自営業者として就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

5 4に規定する他方の締約国の領域内における自営活動が五年を超えて継続される場合には、両締約国の

権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、当該自営活動に係る自営業者に対して4に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

第八条

ある者が一方の締約国の旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労し、かつ、この協定がないとしたならば当該者について両締約国の法令が適用されることとなる場合には、当該者について、当該一方の締約国の法令のみを適用する。ただし、当該者が他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用に雇用され、かつ、当該他方の締約国の領域内に居住する場合には、当該者について、当該他方の締約国の法令のみを適用する。

第九条

1 この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定の適用を妨げるものではない。

2 1の規定に従うことを条件として、一方の締約国の公務員又は当該一方の締約国の法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その者が当

該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第十条

両締約国の権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、被用者及び雇用者の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第六条から第八条まで、前条2及び第十三条の規定の例外を認めることについて合意することができる。

第十一条

日本国の領域内において就労する者であつて、第七条、第九条2又は前条の規定によりイタリア共和国の法令の適用を受けるものに随伴する配偶者又は子については、

(a) 当該配偶者又は子が日本国民以外の者である場合には、日本国の法令は、適用しない。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この(a)の規定は、適用しない。

(b) 当該配偶者又は子が日本国民である場合には、日本国の法令の適用の免除は、日本国の法令に従つて決定する。

第十二条

第六条から第八条まで、第九条2、前条及び次条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。

第十三条

この協定（第十条を除く。）の他のいかなる規定にもかかわらず、第二条1(b)に規定するイタリア共和国の制度及び同条2(b)に規定する日本国の制度については、次の規定を適用する。

(a) 第二条1(b)に規定するイタリア共和国の制度又は同条2(b)に規定する日本国の制度に加入し、かつ、一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている者が、当該雇用者により当該一方の締約国の領域から他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その就労について、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

(b) (a)に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、当該派遣に係る被用者に対して(a)に規定する一方の締約国の法令の

みを引き続き適用することについて合意することができる。

- (c) (a)の規定は、雇用者により一方の締約国の領域から第三国の領域に派遣されていた者が、その後、当該雇用者により当該第三国の領域から他方の締約国の領域に派遣される場合にも適用される。

第十四条

1 両締約国の権限のある当局は、

- (a) この協定の実施のために必要な行政上の措置について合意する。
(b) この協定の実施を円滑にするため、権限のある当局又は実施機関の中から、相互に直接連絡することができる連絡機関を指定する。

- (c) 自国の法令の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に関するすべての情報をできるだけ速やかに相互に通報する。

2 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

第十五条

- 1 一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に関して規定する場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。
- 2 この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第十六条

- 1 この協定の実施に際し、両締約国の権限のある当局、実施機関及び連絡機関は、相互に、及び関係者（その居住地を問わない。）に対して、日本語、イタリア語又は英語により、直接に連絡することができる。

- 2 この協定の実施に際し、一方の締約国の権限のある当局、実施機関及び連絡機関は、他方の締約国の言語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第十七条

- 1 一方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された

個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従って他方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に伝達する。

- 2 一方の締約国の法律及び規則により必要とされない限り、この協定に従って他方の締約国により当該一方の締約国に対し伝達される個人に関する情報は、この協定を実施する目的のためのみ使用する。一方の締約国が受領するこれらの情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則により規律される。

第十八条

- 1 一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に対して提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日に当該一方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に対して提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従って取り扱う。

- 2 一方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関は、1の規定に従って提出された給付の申請、

不服申立てその他申告を遅滞なく他方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に伝達する。

第十九条

この協定に基づく給付の支払は、いずれの締約国の通貨によっても行うことができる。

第二十条

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。

第二十一条

第四条の規定は、日本国の領域外に住所を有することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第二十二条

第七条1及び4並びに第十三条(a)の規定の適用に当たっては、これらの規定にいう派遣又は自営活動をこの協定の効力発生前に開始した者については、当該派遣又は自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

第二十三条

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第二十四条

1 この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2 いずれか一方の締約国が他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行う場合には、両締約国は、この協定が終了することにより生ずることのある問題を解決するために協議する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千九年二月六日にローマで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

安藤裕康

イタリア共和国のために

ステファニア・ガブリエラ・クラクシ